

令 和 7 年 度

各 会 計 予 算 書

芦 屋 市

第24号議案

令和7年度芦屋市一般会計予算

令和7年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,158,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 嶽輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円
	1 市民税	24,333,398
	2 固定資産税	13,693,596
	3 軽自動車税	8,159,604
	4 市たばこ税	54,165
	6 入湯税	260,363
	8 事業所税	32,563
	10 都市計画税	77,522
		2,055,585
2 地方譲与税		171,700
	1 地方揮発油譲与税	31,000
	2 自動車重量譲与税	129,000
	4 森林環境譲与税	11,700
3 利子割交付金		50,000
	3 利子割交付金	50,000
4 配当割交付金		241,000
	4 配当割交付金	241,000
5 株式等譲渡所得割交付金		530,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	530,000
6 法人事業税交付金		135,500
	6 法人事業税交付金	135,500
7 地方消費税交付金		2,089,000
	7 地方消費税交付金	2,089,000
8 環境性能割交付金		24,000
	8 環境性能割交付金	24,000
9 ゴルフ場利用税交付金		2,500
	9 ゴルフ場利用税交付金	2,500

款	項	金額
10 地方特例交付金		56,000
	10 地方特例交付金	56,000
11 地方交付税		600,000
	11 地方交付税	600,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	12 交通安全対策特別交付金	13,000
20 分担金及び負担金		179,188
	1 分担金	60
	2 負担金	179,128
21 使用料及び手数料		1,373,190
	1 使用料	1,188,572
	2 手数料	184,618
22 国庫支出金		7,860,233
	1 国庫負担金	5,572,826
	2 国庫補助金	2,261,624
	3 国庫委託金	25,783
23 県支出金		2,912,930
	1 県負担金	2,050,003
	2 県補助金	531,566
	3 県委託金	331,361
24 財産収入		143,362
	1 財産運用収入	124,874
	2 財産売払収入	18,488
25 寄附金		123,649
	25 寄附金	123,649
26 繰入金		4,091,608

款	項	金額
	1 基金繰入金	4,005,461
	2 他会計繰入金	86,147
27 繼越金		1
	27 繼越金	1
28 諸収入		1,395,841
	1 預金利子	3,012
	2 延滞金、加算金及び過料	20,140
	3 貸付金元利収入	24,913
	4 公営企業貸付金元利収入	242,606
	20 雜入	1,105,170
29 市債		2,831,900
	29 市債	2,831,900
歳入合計		49,158,000

歲 出

款	項	金額
1 議會費		千円 403, 649
	1 議會費	403, 649
2 總務費		4, 632, 041
	1 總務管理費	3, 457, 842
	2 徵稅費	587, 240
	3 戶籍住民基本台帳費	360, 416
	4 選舉費	115, 765
	5 統計調查費	77, 247
	6 監查委員費	33, 531
3 民生費		19, 223, 095
	1 社會福祉費	7, 815, 893
	2 老人福祉費	2, 244, 807
	3 兒童福祉費	7, 556, 143
	4 生活保護費	1, 604, 223
	5 災害救助費	2, 029
4 衛生費		4, 440, 021
	1 保健衛生費	2, 519, 258
	2 清掃費	1, 907, 548
	3 上水道費	13, 215
5 勞働費		22, 413
	2 勞働諸費	22, 413
6 農林水產業費		34, 858
	6 農林水產業費	34, 858
7 商工費		243, 958
	7 商工費	243, 958
8 土木費		6, 421, 076

款	項	金額
		千円
	1 土木管理費	103,095
	2 道路橋梁費	1,282,292
	4 都市計画費	4,589,398
	5 住宅費	446,291
9 消防費		1,764,741
	9 消防費	1,764,741
10 教育費		6,209,713
	1 教育総務費	1,838,461
	2 小学校費	1,158,533
	3 中学校費	560,630
	5 幼稚園費	294,204
	6 社会教育費	1,295,851
	7 保健体育費	1,062,034
11 災害復旧費		10,000
	1 公共施設災害復旧費	10,000
12 公債費		5,650,765
	12 公債費	5,650,765
13 諸支出金		1,670
	1 普通財産取得費	1,670
30 予備費		100,000
	30 予備費	100,000
歳 出 合 計		49,158,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ収集車購入事業	令和7年度から 令和8年度まで	10,312 千円
災害対応特殊消防ポンプ自動車購入事業	令和7年度から 令和8年度まで	71,118
芦屋市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務	令和7年度から 令和8年度まで	8,325
JR芦屋駅南地区地下自転車駐車場整備工事	令和8年度から 令和11年度まで	2,047,550
JR芦屋駅南地区ペデストリアンデッキ整備工事	令和8年度から 令和11年度まで	1,416,254
JR芦屋駅南地区市街地再開発事業権利床等整備負担金	令和8年度から 令和11年度まで	1,560,666
芦屋市環境処理センター長期包括的運営業務	令和8年度から 令和11年度まで	47,212
学校園ネットワークシステム更新業務	令和8年度から 令和13年度まで	590,141
無線LAN保守管理業務	令和8年度から 令和14年度まで	4,620
市民税賦課業務 (令和8年度課税分)	令和8年度	8,810
第5次地域福祉計画策定支援業務	令和8年度	4,500
障害者(児)福祉計画等策定支援業務	令和8年度	7,092
芦屋すこやか長寿プラン21 計画策定支援業務	令和8年度	4,356

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
保育所施設整備事業	千円 83,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えることができる。
清掃施設整備事業	144,500			
道路橋梁新設改良事業	285,000			
公園整備事業	43,000			
市街地再開発事業	920,800			
公営住宅建設事業	73,000			
消防防災施設整備事業	131,800			
災害対策事業	96,700			
小学校施設整備事業	329,400			
中学校施設整備事業	138,300			
幼稚園施設整備事業	6,300			
臨時財政対策債	580,000			

第25号議案

令和7年度芦屋市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度芦屋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,812,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,025,374
	1 国民健康保険料	2,025,374
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120
3 国庫支出金		58
	2 国庫補助金	58
6 県支出金		5,801,974
	2 県補助金	5,801,974
8 財産収入		1,298
	1 財産運用収入	1,298
9 繰入金		972,783
	2 他会計繰入金	972,783
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		10,392
	2 延滞金、加算金及び過料	5,000
	20 雜入	5,392
歳入合計		8,812,000

歳 出

款	項	金額
1 保険総務費		千円 216,705
	1 保険管理費	216,705
2 保険給付費		5,595,295
	1 療養諸費	5,545,780
	2 任意給付費	49,515
6 国民健康保険事業費納付金		2,881,513
	1 医療給付費分	1,948,102
	2 後期高齢者支援金等分	676,133
	3 介護納付金分	257,278
11 保健事業費		94,677
	1 保健事業費	38,094
	2 特定健康診査等事業費	56,583
12 公債費		1
	1 公債費	1
13 諸支出金		13,809
	1 諸支出金	13,809
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		8,812,000

第26号議案

令和7年度芦屋市公共用地取得費特別会計予算

令和7年度芦屋市の公共用地取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ949,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起これば、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 430,809
	2 財産売払収入	430,809
2 繰入金		3,852
	2 繰入金	3,852
3 繰越金		1
	3 繰越金	1
4 諸収入		57,938
	20 雜入	57,938
5 市債		456,400
	5 市債	456,400
歳入合計		949,000

歳 出

款	項	金額
1 用地費		千円 467, 447
	1 用地買収費	467, 447
2 公債費		435, 652
	2 公債費	435, 652
3 諸支出金		44, 901
	3 諸支出金	44, 901
30 予備費		1, 000
	30 予備費	1, 000
歳 出 合 計		949, 000

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得事業	千円 456,400	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えることができる。

第27号議案

令和7年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

令和7年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
4 国庫支出金		千円 15,309
	2 国庫補助金	15,309
6 財産収入		6,224
	1 財産運用収入	6,224
8 繰入金		604,785
	8 繰入金	604,785
9 繰越金		1
	9 繰越金	1
10 諸収入		681
	20 雜入	681
歳入合計		627,000

歳 出

款	項	金額
1 都市再開発事業費		千円
1 芦屋駅北地区再開発事業費		617,000
2 芦屋駅南地区再開発事業費		3,482
30 予備費		613,518
30 予備費		10,000
歳 出 合 計		10,000
		627,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
J R 芦屋駅南地区市街地再開発 事 業 権 利 床 等 整 備 負 担 金	令和8年度から 令和11年度まで	千円 441, 831

第28号議案

令和7年度芦屋市駐車場事業特別会計予算

令和7年度芦屋市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
3 使用料及び手数料		千円 43,699
1 使用料		43,699
8 繰入金		15,800
8 繰入金		15,800
9 繰越金		1
9 繰越金		1
歳 入 合 計		59,500

歳 出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円 58,500
1 駐車場事業費		58,500
30 予備費		1,000
30 予備費		1,000
歳 出 合 計		59,500

第29号議案

令和7年度芦屋市介護保険事業特別会計予算

令和7年度芦屋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,426,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 2,253,372
	1 介護保険料	2,253,372
3 使用料及び手数料		52
	2 手数料	52
4 国庫支出金		2,341,933
	1 国庫負担金	1,720,427
	2 国庫補助金	621,506
5 支払基金交付金		2,699,908
	5 支払基金交付金	2,699,908
6 県支出金		1,435,866
	1 県負担金	1,358,939
	3 県補助金	76,927
8 財産収入		3,539
	1 財産運用収入	3,539
10 繰入金		1,689,844
	1 一般会計繰入金	1,683,022
	2 基金繰入金	6,822
11 繰越金		1
	11 繰越金	1
13 諸収入		1,485
	1 延滞金、加算金及び過料	800
	10 雜入	685
歳 入 合 計		10,426,000

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 309,795
	1 総務管理費	190,353
	3 介護認定審査会費	119,442
2 保険給付費		9,477,975
	1 介護サービス等諸費	9,474,975
	5 市特別給付費	3,000
5 地域支援事業費		579,844
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	453,582
	3 一般介護予防事業費	60,375
	4 包括的支援事業・任意事業費	65,887
6 基金積立金		3,539
	6 基金積立金	3,539
9 諸支出金		44,847
	1 償還金及び還付加算金	3,601
	3 繰出金	41,246
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		10,426,000

第30号議案

令和7年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度芦屋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,188,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,799,703
	1 後期高齢者医療保険料	2,799,703
2 使用料及び手数料		6
	1 手数料	6
3 繰入金		373,504
	1 一般会計繰入金	373,504
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14,786
	1 延滞金、加算金及び過料	400
	2 償還金及び還付加算金	4,100
	4 雜入	10,286
歳入合計		3,188,000

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 40,797
	1 総務管理費	39,825
	2 徴収費	972
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,142,103
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,142,103
3 諸支出金		4,100
	1 償還金及び還付加算金	4,100
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,188,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
帳票作成・印刷及び 封入封緘業務	令和7年度から 令和8年度まで	千円 4,137

第31号議案

令和7年度芦屋市^{打出}財産区共有財産会計予算

令和7年度芦屋市^{打出}財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

芦屋市^{打出}財産区共有財産管理者

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
2 財産収入		千円 7,998
1 財産運用収入		7,997
2 財産売払収入		1
3 繰入金		2,000
3 繰入金		2,000
4 繰越金		1
4 繰越金		1
5 諸収入		1
20 雜入		1
歳入合計		10,000

歳 出

款	項	金額
1 財産区総務費		千円 9,700
	1 財産区総務管理費	9,700
30 予備費		300
	30 予備費	300
	歳 出 合 計	10,000

第32号議案

令和7年度芦屋市^{三条}財産区共有財産会計予算 津知

令和7年度芦屋市の^{三条}財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

芦屋市^{三条}財産区共有財産管理者
津知

芦屋市長 高島 峻輔

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 498
1 財産運用収入		497
2 財産売払収入		1
2 繰入金		2,000
2 繰入金		2,000
3 繰越金		1
3 繰越金		1
4 諸収入		1
20 雜入		1
歳入合計		2,500

歳 出

款	項	金額
1 財産区総務費		千円 2,300
	1 財産区総務管理費	2,300
30 予備費		200
	30 予備費	200
	歳 出 合 計	2,500